

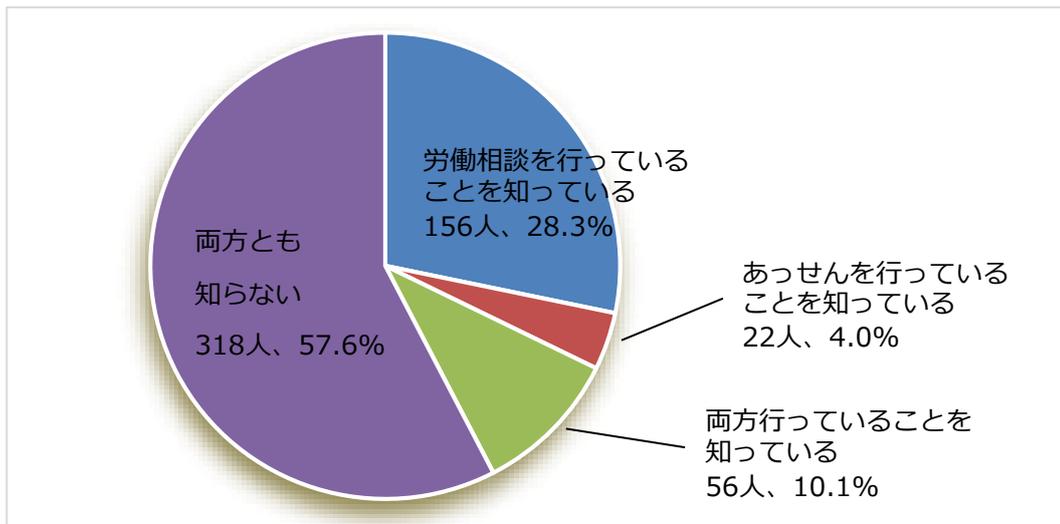
「県民の声ミニアンケート」の結果

(令和5年10月実施)

Q あなたは、県労働委員会が、労働者と使用者間のトラブルを防止・解決するために、労働相談やあっせんを行っていることを知っていますか。あてはまるものを1つ選んでください。

A 回答結果 (有効回答数552人)

回 答 項 目	回答数(人)
①  労働相談を行っていることを知っている。	156
②  あっせんを行っていることを知っている。	22
③  両方行っていることを知っている。	56
④  両方とも知らない。	318



福島県労働委員会の機能について

県労働委員会では、使用者と労働者の双方から労働トラブル（解雇、賃金未払い、ハラスメント等）の相談窓口を開設しております。相談は匿名でも可能です。相談内容の秘密は厳守いたします。相談は電話、来庁、電子メールで受け付けております。

その他、労働トラブルの専門家である県労働委員会の委員（弁護士、労働組合の役員、経営者等）と直接ご相談が可能な委員相談会を月に1度開催しております。

また、労働トラブルが発生した際に、県労働委員会の委員が当事者の間に立ち、トラブル解決のための歩み寄りを促す「あっせん」という制度がございます。あっせんの費用は無料です。労働トラブルでお悩みの方は、県労働委員会事務局までお問い合わせください。

問い合わせ先：福島県労働委員会事務局（024-521-7594）